

刈払機取扱作業者安全衛生教育

(労働安全衛生法第59条第3項及び安全衛生特別教育規定第10条準拠)

岩内地域人材開発センターでは、『刈払機取扱作業者安全衛生教育』講習を開催します。

従業員等に刈払機（草刈機）を使用させる業務につかせる場合は、労働安全衛生法に基づいた教育を受講させる必要があります。

刈払機取扱作業者に対して、その安全衛生に関しての必要な知識を付与するため安全衛生を実施し、規定の教育を修了された方には修了証を交付します。

日 程	令和元年6月24日（月）
時 間	8時30分～16時30分（講習終了後、修了式を15分程度行います）
対 象 者	刈払機を使用する業務に従事する方
受 講 要 件	特になし
定 員	20名（最低実施申込者10名）
申 込 締 切	6月14日（金）17時まで
受 講 料	12,000円（申込締切日までにご持参願います）
開 催 場 所	岩内地域人材開発センター 岩内町字東山8番地16
委 託 先	コマツ教習所(株) 北海道センタ
申 込 方 法	申込締切日までに「職業講習受講申込書」と「特別教育・安全衛生教育受講申込書」を記入のうえ、当センターまで持参ください。 ＜添付書類＞ ・写真（3×2.4cm）1枚【裏面に氏名を記入】 ・運転免許書のコピー
備 考	受験票は、コマツ教習所(株)北海道センタより直接郵送されます。 修了証は講習後日、コマツ教習所(株)北海道センタより郵送されます。 当日は、運転免許証、印鑑を持参ください。



お申し込み・お問合せは岩内地域人材開発センターまで

～人を通じて地域づくり・企業づくり・笑顔づくり～

職業訓練法人 岩内地域人材開発センター運営協会

TEL 0135-62-2183 FAX 0135-62-2867

<http://www.iwanai.ac.jp>